○農林水産省告示第千七百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町豊岡字神沢長畑五五〇（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字神沢長畑五五〇（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字泉ヶ谷二九三二・二九三三・二九五六の一・二九六二の一・字志太ノ腰九一・字狐沢九七・九九・一〇〇・一〇三・字樽下二三〇の二・二三四の一・二三五・二三六・二四一・二四二・字多羅久保二四七（以上十六筆について次の図に示す部分に限る。）

二　(一)　保安林の所在場所　静岡県静岡市駿河区丸子字泉ヶ谷二九三二、二九三三、二九五六の一、二九六二の一（次の図に示す部分に限る。）、島田市鵜網字志太ノ腰八五の一、九一、字狐沢九七、九九から一〇一まで、一〇三、一〇五、字樽下二三〇の二、二三四の一、二三五から二三七まで、二四一、二四二、字多羅久保二四七

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字後藤畑一七の六、字石佛一八の一から一八の三まで、一八の五、字畑立一九の一、一九の一〇、二〇の二、二〇の三、字猿狩二二の七、二三の一、二三の五、字野田平二四の一、二四の六、二四の八、二五の一、二五の二、二五の五、二五の六、二五の一四、二五の一五、二五の一七、二五の一九、二五の二四、字鍋杭三八の一、掛川市居尻字後向二三〇、二三五、二三六、字栗方二三七から二三九まで、字百合平二四〇の一の一、二四〇の五、字柳沢二四一の一から二四一の六まで、二四一の八、二四一の九、字柳奥二四二から二四五まで、二四七の一、二四七の二、二四八、字甲ノ柄二五八の一、二五八の二、二五九の一、黒俣字川奥三五四の一から三五四の一三まで、三五五の三から三五五の五まで、三五五の七、字日当山三五八から三六二まで、三六四、三六六、三六七、三六九、三七〇、三七三の一、三七三の二、三七四から三七六まで、四三一、字瀬戸ノ谷三六五

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区大間字後藤畑一七の六、字石佛一八の一から一八の三まで、一八の五、字畑立一九の一、一九の一〇、二〇の二、二〇の三、字猿狩二二の七、二三の一、二三の五、字野田平二四の一、二四の六、二四の八、二五の一、二五の二、二五の五、二五の六、二五の一四、二五の一五、二五の一七、二五の一九、二五の二四、字鍋杭三八の一、掛川市居尻字後向二三〇、二三五、二三六、字栗方二三七から二三九まで、字百合平二四〇の一の一、二四〇の五、字柳沢二四一の一から二四一の六まで、二四一の八、二四一の九、字柳奥二四二から二四五まで、二四七の一、二四七の二、二四八、字甲ノ柄二五八の一、二五八の二、二五九の一、黒俣字川奥三五四の一から三五四の一三まで、三五五の三から三五五の五まで、三五五の七、字日当山三五八から三六二まで、三六四、三六六、三六七、三六九、三七〇、三七三の一、三七三の二、三七四から三七六まで、四三一、字瀬戸ノ谷三六五

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区横沢字キヤウヅカ四八七の一、四八七の八

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区横川字屋敷平二二五九の一から二二五九の三まで

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字屋敷平二二五九の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十二月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区横山字八總上三六二の一、三六二の二、字酒呑場三六五

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区新間字小楠ヶ谷一一四三、一一四四、字月ヶ谷一二〇九、字奥山三四三〇から三四三二まで、三四六六から三四七二まで、字ホンサワ三六三〇、三六三六の一、三六三六の二、三六三七、三六三八、三六四三、三六四四の一、三六四六、三六五四、三六五五、葵区日向字釜ノ口一六五七、一六五八の一、一六五九の一、一六五九の二、字コエンモウ一七三六の五、一七三六の九